

20 許認可等事務の標準処理期間に関する規程

(平成 29 年 9 月 29 日訓令第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条及び神奈川県行政手続条例（平成 7 年神奈川県条例第 1 号）第 6 条に規定する標準的な期間に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理及び経由の日数)

第 2 条 許可、認可、免許その他の申請者に対し何らかの利益を付与する処分を求める申請に基づいて行う事務（以下「許認可等事務」という。）は、当該申請に対して諾否の応答をすべき行政庁（以下単に「行政庁」という。）が許認可等事務の種類ごとに定めた処理日数及び経由日数の範囲内で処理するものとする。

(日数の算定方法)

第 3 条 前条に規定する日数の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 処理日数は、行政庁において許認可等事務を処理するまでに通常要すべき標準的な日数をいい、その日数の算定については、行政庁の事務所に申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合は、即日）とする。
- (2) 経由日数は、経由所（申請が行政庁と異なる機関を経ることとされている場合における当該機関をいう。以下同じ。）において許認可等事務を処理するまでに通常要すべき標準的な日数をいい、その日数の算定については、経由所に申請が到達した日の翌日から起算して、その経由所から他の経由所又は行政庁に当該申請が到達する日までの日数とする。

2 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

- (1) 神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日の日数
- (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
- (3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数（申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）
- (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数
- (6) 神奈川県土地利用調整条例（平成 8 年神奈川県条例第 10 号）第 3 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により協議を要する場合における同条例第 5 条第 1 項に規定する審査結果通知書又は同条例第 8 条第 4 項に規定する再審査結果通知書が交付されるまでの日数

(例外規定)

第 4 条 処理に異例な事務を必要とし、決裁責任者（神奈川県事務決裁規程（昭和 35 年神奈川県訓令第 17 号）第 2 条に規定する決裁責任者をいう。）が特に処理日数又は経由日数の範囲内で処理することができないと認める事務については、第 2 条の規定にかかわらず、当該日数を超えて処理することができる。この場合においては、その旨、その理由、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを申請者に通知するものとする。

(公表)

第 5 条 処理日数及び経由日数は、政策局政策部政策法務課が所管する情報システムに登録することにより公表するものとする。

附 則（略）